

医政地発 0606 第 1 号  
令和 6 年 6 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

病院におけるアスベスト（石綿）対策に係る指導の徹底及びアスベスト（石綿）  
使用実態調査に係るフォローアップ調査の実施について（依頼）

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、「病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果の公表及び今後の対応等について（通知）」（令和 5 年 3 月 10 日付け医政発 0310 第 1 号厚生労働省医政局長通知）により、アスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果を公表し、適切な対応をお願いするとともに、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院（以下「要措置病院」という。）、分析調査中の病院及び未回答の病院について、令和 5 年中に除去等の措置又は分析調査の実施時期を明確にするよう指導を依頼し、その後の状況について改めて報告をお願いする旨連絡したところです。

今般、フォローアップ調査を行うこととしましたので、貴職におかれましては、下記のとおり管下の病院に対して指導及び調査を実施し、当課まで提出していただくようお願いいたします。

## 記

### 1. アスベスト（石綿）対策に係る指導について

令和 4 年度の病院におけるアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査における要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査を優先的に実施するなどにより改善状況等について確認するとともに、立入検査実施時点においてもなお要措置状態が継続している場合、分析調査未実施の状態が継続している場合、未回答の状態が継続している場合等においては、改善のために必要な指導をお願いいたします。

また、要措置病院及び分析調査中の病院が措置等の時期を明確にしない場合や適切な措置を講じない場合等においては、保健所設置市又は特別区の医療監視部門と十分連携の上、必要に応じて医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条第 1 項に基づき施設の修繕等の命令を行うなどの対応をお願いします。

## 2. フォローアップ調査について

要措置病院、分析調査中の病院及び未回答病院の状況について、継続的に状況把握及び指導をするとともに、その後の状況について、実施要領に基づき、令和 6 年 11 月 29 日（金）までに報告をお願いします。

なお、フォローアップ調査の結果については、要措置病院、分析調査中の病院及び未回答の病院について、病院名、措置状況、分析調査又は除去等の措置に着手できない理由等を公表する予定としておりますので、その旨を調査対象の病院に周知いただきますようお願いいたします。

## 3. 送付書類

- (1) (別添) 病院におけるアスベスト使用実態調査に係るフォローアップ調査実施要領
- (2) 様式 1～3

### 【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課  
TEL 03-5253-1111

(アスベスト調査関係)  
医療関連サービス室 (内線 2538、2539)

(医療監視関係)  
医療監視専門官 (内線 2764)